

3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年10月7日

Q 村岡委員

- 1 今回の被害は総延長354mに及び、復旧工事は深さ11mの杭を450本打ち地盤改良を行うという大がかりなものであるが、液状化の原因について、どのような調査を行ない、復旧方法を決定したのか。
- 2 復旧工事費の負担割合の根拠を教えてください。また、復旧工事費に国庫補助は適用されるのか。

A 水道管理課長

- 1 県土整備部によると、ボーリング調査の結果、堤体部の地層には二つの砂層があり、その砂層で液状化が発生したことが分かった。復旧工事は、砂層をカバーする形で地盤改良を実施することとなった。
- 2 負担割合は、異なる目的を持つ事業者が共同で施設を建設、管理する特定多目的ダムと同様の手法により決めている。

国庫補助については、県土整備部が行う治水対策部分は対象となるが、企業局が行う利水部分は対象外となる。

Q 村岡委員

砂層が液状化の原因とのことだが、今回の被災箇所以外にも広範囲に砂層が分布しているおそれがある。今後も、大きな地震が起きる可能性があるが、調節池全体の調査を行う考えはあるか。

A 水道管理課長

県土整備部に管理を委託している施設であるため、今後、管理方法等の協議の中で県土整備部と調整していく。

村岡委員

発言の前に、資料の配付をしてよいか。

委員長

資料の配付を認める。

(書記が各委員に資料を配付)

村岡委員

私は紹介議員であるので、請願の採択を求める立場で発言をする。

所得税法第56条では、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと規定されている。これにより、例えば、夫婦で働く零細業者は、朝早くから夜遅くまで泥まみれ、汗まみれで働き続けても、夫人は家族従業者という理由で対価が認められない。つまり、働いた事実そのものが認められていない。これは、家族従業者の人格を、税法上否定するものだと考える。

世界では、家族であろうが従業員であろうが、経費として認められている。請願の趣旨に述べられているが、事業主の所得から控除される働き分は、わずかな額であり、社会的にも経済的にも自立できないのが現実である。親と一緒に働いている息子が所得証明を取れないためローンを組めないなど、様々な不利益を被っている。中小零細企業のどこも苦しい状況であり、その中で歯を食いしばり、夫婦又は家族で必死で働いている。なのに、所得税法第56条により、家族の自家労賃が認められず、ただ働き扱いになっている。

この課税の考え方は、そもそも明治時代にさかのぼって、家父長制度のもとで、戸主のみを納税者として扱うものとして家族全体の所得を合算して納税させてきた名残である。一人一人の個人の人格を尊重する憲法にも違反するし、男女共同参画社会の流れにも、世界の流れにも逆行する所得税法第56条は廃止すべきと考える。

なお、ただ今あった異論について触れさせていただきます。

1点目は、第57条で特例が定められており不

合理と言えないというものがあるが、私は、原則は白色申告であり、また、納税者と課税庁は租税関係において対等であると考え。青色申告は、納税者に一定の特典を付与する引替えに、帳簿の備付けや記録の義務を課し、課税庁に裁量を取込む事を目的としたもので、税務執行の便宜から導入された制度である事は広く知られている。申告の仕方は自由であり、青色申告に誘導されるべきではなく、あえて特例があるということなら、第56条そのものが不要と考える。

2点目は、適正申告を奨励する観点から合理的との論理があるが、私は課税庁側の発想だと考える。課税庁に都合のよい措置であり、納税者と課税庁は対等であるということが税の基本であり、尊重されなければならぬと考える。

3点目に、帳簿記載が困難ならば指導を受ければよく、廃止を求める理由にならないという話があるが、これは青色申告に誘導するものである。繰り返しになるが、申告方法は納税者の自由選択である。この問題は、一人の人格を持つ人間の存在を否定するか認めるかというものであり、当然、人格・人権が認められるべきであり、第56条は廃止すべきだ、と考える。

最後に、配付した資料であるが、9月22日現在の所得税法第56条の廃止を求める決議書・意見書を採択した全国の自治体の一覧表である。私が調査したところ、昨年9月時点では5県、272市町村であったが、今年9月では7県、333市町村と非常に増加している。この現実、実態を重く受け止めていただきたい。

税理士団体においても、全国で意見書が採択されている。意見書の採択が全国に広がっている意味を、各委員にしんしゃくいただき、ぜひ採決していただきたい。

委員長

この際、産業労働部から、当面する行政課題として、「西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業について」報告を行いたい旨の申出を受けているので、これを許す。

なお、説明は着席したままで結構である。

Q 村岡委員

大事な施設なので、是非地域に喜ばれる施設にしていきたいと思う。3点教えていただきたい。

- 1 事業手法をPFIから県市施設は請負方式、民間施設は民間提案に変更したとのことだが、変更の経緯と変更によるメリット・デメリットを教えていただきたい。
- 2 民間事業者の応募を10月3日に締切ったとのことだが、応募が何社あったか、また、どんなイメージで応募がきているか。
- 3 運営については今後検討していくこととなると思うが、現時点で利用料、利用時間をどのように考えているか。

A 産業拠点整備課長

- 1 当初、PFIで入札を行ったところ、大手ゼネコン1社が応募したが、指名停止により失格となった。その後、大手ゼネコンを含めヒアリングをしたが、1社しか手が上がらない状況であり、競争性、透明性が担保されないことから、PFIから、県市施設は請負方式、民間施設は民間提案に転換した。

メリットについては、競争性が働くということが挙げられる。実際、県市施設のデザインは8社の競争の中から選ばれたものである。また、建設についても、多数の参加者による入札によりコストが下がることが十分見込まれる。デメリットは、今のところほとんどないと考えている。

- 2 民間事業者の応募は、3社から応募があった。応募条件として、商業系施設、健康維持・増進施設、観光振興に寄与する施設などを設定したが、概ねこれに沿った提案が提出された。

A 産業拠点整備課長

- 3 利用料等、運営については、今後、川越市と協議して決めていくこととなる。利用時間につ

いては、創業支援施設については24時間利用可能となる予定であるが、その他の施設については施設ごとに利用時間が違ってくるため、柔軟に対応していく。

Q 村岡委員

- 1 今後、浄水場の非常用自家発電設備を増強するそうだが、具体的な内容を伺いたい。また、県が努力しても市町村も足並みを揃えなければ給水できなくなるが、市町村との連携はどのように考えているか。また、設備の増強は国庫補助の対象となるのかも伺いたい。
- 2 浄水発生土の保管量は下水道汚泥よりも多く、心配している。保管の状況は、5つの浄水場で異なるのか。聞くところによると、コンクリートの床に置きビニールシートをかけているとのことだが、大雨が降った時に流出する心配はないのか。

A 水道管理課長

- 1 非常用自家発電設備は、これまでは消防、照明、監視制御システムなどの保安電力確保を目的としており、長時間の停電や繰返しの停電は

想定外であった。浄水場の全施設に非常用発電設備を整備するのは費用がかかり過ぎ現実的ではない。委員のお話のとおり、市町村と連携を取りながら、どの程度整備していけばよいか協議していきたい。

なお、市町村も大部分で非常用自家発電設備を整備しているようであるが、一部、整備されていない場所もあると聞いている。

現時点では、このような整備に対する国庫補助の枠組みはない。老朽化した設備の整備や、災害時の復旧については一部国庫補助の制度があるので、このような事についても要望していきたい。

- 2 5つの浄水場での保管方法に大きな違いはない。どの浄水場でも保管庫は満杯であり、場内のコンクリートの床や舗装路面の上にシートを敷き、その上に保管している。さらにシートをかぶせ、飛散防止の措置をとっている。このような状況から、雨が降った場合でも、地面に浸出する心配はない。また、万が一流出したとしても、雨水は浄水場から外部へは出ない構造となっている。